



知的財産って、なんだろう？

商品に関する権利を理解するための3つのポイント

ポスターの①～③の各ポイントについてご紹介します。

① 商標のはたらきって何だろう？

企業や店舗のマークや名前、つまり商標はブランドなどとも言われ、自分が作った商品に対する責任をはっきりさせるという意味を持っています。自分たちの作った商品や、提供しているサービスが、常にお客様の信頼に応えるものであること。消費者は、会社やお店のそのような姿勢を商標を通して認識し、記憶します。こうして繰り返し商標を目にしていると、例えば「このマークが付いていれば品質は安心だ」などと、私たちは一定のイメージをそれぞれの商標に対して抱くようになります。これが「ブランドイメージ」と呼ばれるものです。

こうして信頼された商標は、商品を作つて売る側にとっても大切な知的財産（知的で精神的な創造活動から生まれたさまざまな情報や信用など）になるわけです。したがって、その財産を維持し、より一層高めていくために自社商標の名に恥じない品質の商品を作ろうとした努力を続けます。こうした信頼関係が成り立つれば、消費者もその商標を見ただけで価格に応じた一定の品質を予想して買い物をすることができます。

このように、商品を作る側と買う側の互いの信頼関係で成り立つ商標は、登録商標として申請することで商標権という権利が与えられ、法律で保護されます。商標法では、商品・役務に使用するマーク（文字・図形・記号などを含む）を設定の日から10年間（更新可能）保護することが定められています。法律で商標の模倣や盗用を防ぐことで、消費者は商標を目印に安心して買い物ができるのです。

② 模倣品を許さないために

商標をはじめとする知的財産は、その価値を作りだした人々のアイデアや表現をはじめとする、さまざまな努力によって生まれたものです。もしそれが、何もしない他人に簡単に模倣されたり盗まれて使われたりすれば、新しいものを独自に創造しようという意欲が失われるばかりか、価値を作りだした人たちの努力を無にしてしまうことになります。したがって法律では、商標権をはじめ特許権・実用新案権・意匠権などを産業財産権として、作りだした人（会社）に独占権を与え、模倣・盗用を禁止しています。

近年は、中国・台湾を中心にオートバイ、家電商品、ミシンなどの日本商品の模倣が急速に拡大しており、その取締りも急務となっています。海外から持ち込まれた模倣品は、まず税関で阻止されます。海外旅行で買ってきたおみやげを知らずに持ち込んだ場合も没収されてしまいます。また、商標権を持つ企業などが証拠を出して認められれば、その模倣品の輸入を差し止めることができます。国内に既に流通している場合は、輸入業者などを権利侵害で警告でき、相手が受け入れずに販売を続ければ損害賠償を請求できます。模倣品を販売していると故意でなくとも損害賠償請求を起こされるので、すぐ



に販売を停止し返品を受け入れなくてはいけません。もちろん国内の商品も同様です。このように厳しく保護されている商標権ですが、もしも模倣や盗用が見つかった場合は訴訟になるケースもあります。その際に、その商品が模倣されたモノかどうかの解釈で互いに一步も引かない争いが見られることもあります。

模倣品を買ってしまう人の中には、それが本物だと気づかずにつながれてしまったり、本物より安いからとわざと買う人もいますが、支払った代金は犯罪集団や暴力団の資金源になり、新たな模倣品の温床になることもありますので、消費者にもよく確かめて買う姿勢が求められているのです。

③ 産業財産権について

先に述べた4つの産業財産権についてもう少し詳しく説明しましょう。まず、特許権とは、自然法則を利用して生み出された発明で新しさが認められ産業上有利なものに対して与えられ、出願の日から20年間保護されます。実用新案権は、モノの形状・構造・組合せなどの考案（小発明）が認められたもので、出願の日から6年間保護されます。意匠権とは、独創的で美しい外観を持つモノの形状・模様・色彩などの組合せに対して与えられ、登録の日から15年間保護されます。これらに商標権などを加えたものが産業財産権といわれますが、いずれも独占権を与えることで最初にアイデアを発想し、作りだした人（会社）の権利を保護し、模倣を防ぐものです。

これら4つの権利を与えられたモノは、いずれも人間社会に利益を与え、豊かな生活に役立っています。作った側にとってはもちろん、買う側、使う側も慎重に本物を選ぶ目を持ち、こうした貴重なアイデアを模倣という不正から守っていかねばなりません。